

## 高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画について

### 高齢者福祉計画

老人福祉法に基づく計画で、これまでの取り組みの評価や令和7年度に実施するアンケートの結果、国から発出される指針などから、今後の犬山市の高齢者福祉施策の方向性を定める。

### 介護保険事業計画

介護保険法に基づく計画で、主に令和6年度と7年度の実績などから、今後の要介護（要支援）認定者数や介護給付費などを見込み、令和9年度から11年度までの3年間の介護保険料を決定する。

《根拠法令》老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条

### 認知症施策推進計画（認知症基本法に基づくもの）

令和5年6月共生社会の実現を推進するための認知症基本法成立（令和6年1月に施行）により、都道府県及び地方公共団体は、認知症施策推進計画の策定が努力義務とされた。地域の実情や特性に応じた認知症施策を展開していくため計画策定を行う。

### 【計画の期間】

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により3年を1期として定める必要があることから、次期計画の期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第10次犬山市高齢者福祉計画 第9次犬山市介護保険事業計画 ※犬山市認知症施策推進計画の策定 (仮称)			第11次犬山市高齢者福祉計画 第10次犬山市介護保険事業計画 第1次犬山市認知症施策推進計画 (仮称)		